

高森町簡易水道事業 経営戦略

団体名 : 熊本県高森町

事業名 : 高森町簡易水道事業

策定日 : 平成30年3月

計画期間 : 平成30年度 ~ 39年度

目次

1. 事業概要	P. 1
1.1 事業の現況	P. 1
1.1.1 給水	P. 1
1.1.2 施設	P. 2
1.1.3 料金	P. 2
1.1.4 組織	P. 3
1.2 これまでの主な経営健全化の取組	P. 3
1.3 経営比較分析表を活用した現状分析	P. 4
2. 将来の事業環境	P. 6
2.1 給水人口の予測	P. 6
2.2 水需要の予測	P. 7
2.3 料金収入の見通し	P. 8
2.4 施設の見通し	P. 9
2.5 組織の見通し	P. 9
3. 経営の基本方針	P. 10
4. 投資・財政計画(収支計画)	P. 11
4.1 投資・財政計画(収支計画)	P. 12
4.2 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	P. 14
4.2.1 収支計画のうち投資についての説明	P. 14
4.2.2 収支計画のうち財源についての説明	P. 14
4.2.3 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	P. 14
4.3 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	P. 15
4.3.1 投資について検討状況等	P. 15
4.3.2 財源について検討状況等	P. 15
4.3.3 投資以外の経費についての検討状況等	P. 16
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	P. 17

1. 事業概要

1.1 事業の現況

本町の水道は、簡易水道事業8箇所と専用水道1箇所および飲料水供給施設8箇所構成されており、町営としては簡易水道8箇所（給水人口で町人口の99%超）を運営し給水中である。

簡易水道の概況は、昭和33年の赤羽根地区簡易水道を給水開始して以降、各地区に布設し現在に至っている。水源は湧水・深井戸を主水源とし、高台に配水池を設け自然流下で給水するパターンである。また、地形的に大きく2つとなり、阿蘇南郷谷の役場がある平野部と阿蘇外輪山上の原野部に分類され、平野部では高森と色見の2箇所の簡易水道、原野部では集落が点在していることから赤羽根・高尾野・草部・野尻・河原および蔵地の6箇所の簡易水道となる。なお、この原野部の東側は大分県および宮崎県との県境となる。

《簡易水道の普及状況表》

項目	平成19年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28
行政区域内人口	人 6,954	6,798	6,702	6,712	6,699	6,615	6,513	6,411	6,243	6,115
簡易水道給水人口	人 6,714	6,581	6,484	6,473	6,464	6,437	6,402	6,314	6,217	6,086
簡易水道普及率	% 96.5	96.8	96.7	96.4	96.5	97.3	98.3	98.5	99.6	99.5

1.1.1 給水

《給水の現況表》

(平成29年3月31日・現在)

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①~⑧	
	高森地区 簡易水道	色見地区 簡易水道	赤羽根地区 簡易水道	高尾野地区 簡易水道	草部地区 簡易水道	野尻地区 簡易水道	河原地区 簡易水道	蔵地地区 簡易水道	計	
供用開始年月日	昭和45年 4月1日	昭和57年 4月1日	昭和33年 4月1日	昭和51年 4月1日	昭和47年 4月1日	昭和54年 4月1日	平成11年 4月1日	平成12年 4月1日	—	
法適(全部・財務) ・非適の区分	—	—	—	—	—	—	—	—	法 非適用	
計画給水人口	人 4,400	1,300	340	130	840		105	110	7,225	
計画 1日最大給水量	m ³ /日 3,072	520	51	19	332	133	36	46	4,209	
実績	給水区域 内人口	人 3,900	1,265	35	41	613	118	66	48	6,086
	現在 給水人口	人 3,900	1,265	35	41	613	118	66	48	6,086
	普及率	% 100	100	100	100	100	100	100	100	100
	1日平均 有収水量	m ³ /日 1,391	312	11	8	215	48	30	42	2,057
	1日平均 給水量	m ³ /日 1,564	362	13	9	249	53	36	44	2,330
	1日最大 給水量	m ³ /日 1,698	478	37	12	331	71	36	46	2,709
	有収率	% 88.9	86.2	84.6	88.9	86.3	90.6	83.3	95.5	88.3

1.1.2 施設

《施設の現況表》

(平成29年3月31日・現在)

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①~⑧	
	高森地区 簡易水道	色見地区 簡易水道	赤羽根地区 簡易水道	高尾野地区 簡易水道	草部地区 簡易水道	野尻地区 簡易水道	河原地区 簡易水道	蔵地区 簡易水道	計	
水源	表流水									
	ダム									
	伏流水									
	受水									
	深井戸		2			2		1	1	6
	湧水	1		1	1		1			4
	その他									
(箇所) 計	1	2	1	1	2	1	1	1	10	
施設数	浄水場	1	2	1	1	2	1	1	1	10
	(箇所) 配水池	4	3	1	1	2	1	1	1	14
施設能力 (m ³ /日)	3,072	520	51	19	332	133	36	46	4,209	
管路延長 (m)	24,826	17,693	1,808	4,297	26,592	5,996	8,340	2,768	92,320	
施設利用率 (%)	50.9	69.6	25.5	47.4	75.0	39.8	100.0	95.7	55.4	

1.1.3 料金

(1) 料金体系の概要・考え方

○ 高森町給水条例第26条(料金)

料金は、1箇月につき、次の表により算定した基本料金と超過料金の合計額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た金額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(消費税及び地方消費税は含まない。)

給水区域	使用量(1専用栓1箇月につき)			備考
	基本水量	基本料金	超過料金	
高森地区・色見地区・赤羽根地区・草部地区・野尻地区・草川原地区	10立法メートルまで	1,000 円	1立法メートルにつき 140 円	
尾下地区・高尾野地区・河原地区・味鳥地区・峰の宿地区・永野地区・蔵地区・下切地区・上玉来地区	10立法メートルまで	1,200 円	1立法メートルにつき 140 円	
菅山地区	10立法メートルまで	2,000 円	1立法メートルにつき 140 円	
臨時用	1立法メートルにつき	200 円		

2 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(旧日本鉄道建設公団)飲料水湯水補償に起因する高森町簡易水道補償契約及び今村・祭場地区にかかわる水道補償契約を交わした者については、その補償契約トン数以内の使用について使用料を免除する。

(2) 料金改定年月日(消費税のみの改定は含まない)

○ 平成26年4月1日・料金改定

1.1.4 組織

- 建設課に次の係を置く。（高森町組織規則第2条）
土木係 住宅係 水道係
- 水道係は、次の事務をつかさどる。（高森町組織規則第11条(3)）
 - ・ 水道使用料の賦課及び徴収に関すること。
 - ・ 水道施設の計画及び維持管理に関すること。
 - ・ 農業用水（高森地区）の維持管理に関すること。
 - ・ 水質検査に関すること。
 - ・ その他水道に関すること。
- 課長(兼務)・課長補佐(兼務)を除く水道事業にかかる職員の構成は、行政職2名である。

建設課長	1名
建設課長補佐 兼 住宅係長	1名
水道係長	1名
水道主事	1名

1.2 これまでの主な経営健全化の取組

民間活用	民間委託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道水質検査業務委託 ・ 電気設備保安管理業務委託 ・ 滅菌設備維持管理業務委託 ・ 水道施設管理委託 ・ 年末年始施設管理委託 ・ 高森町簡易水道施設設計装設備点検整備委託
	指定管理者制度	取組なし
	PFI/DBO	取組なし
資産活用	エネルギー活用	取組なし
	土地(施設の活用等)	取組なし
施設統合 ・広域化	施設統合	将来への簡易水道統合に向けて検討をすすめている。
	広域化	平成29年度に熊本県から広域化についての説明会が行われた。

1.3 経営比較分析表を活用した現状分析

- 平成28年度に策定・公表した平成27年度決算「経営比較分析表」を次頁に添付する。
- 経営比較分析表では、経営の健全性・効率性や施設の状況を表す経営指針を活用して、過去5年間の推移や類似団体との比較を行う。
- 現状の経営状況を把握・分析することで、今後の水道事業の経営において必要な課題を抽出する。

経営比較分析表

熊本県 高森町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	92.20	2,590

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
6,784	175.06	38.75
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
6,217	11.21	554.59

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

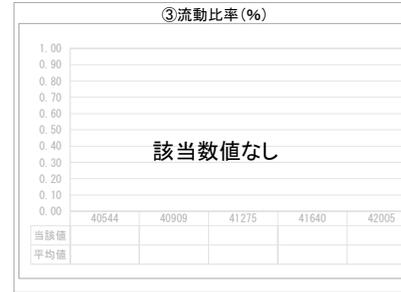
1. 経営の健全性・効率性



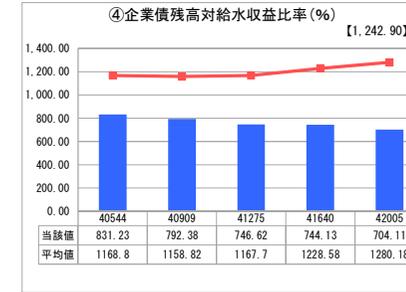
「単年度の収支」



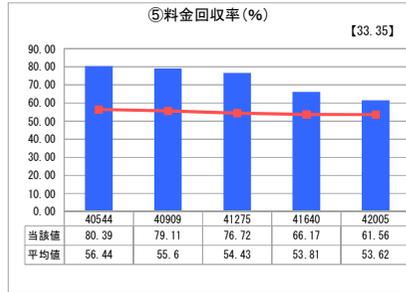
「累積欠損」



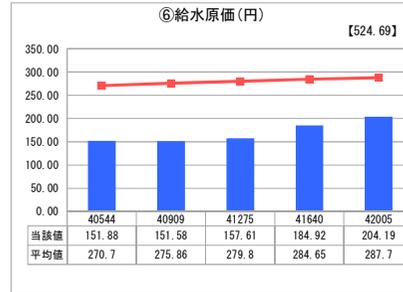
「支払能力」



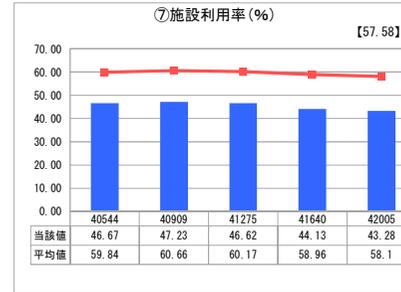
「債務残高」



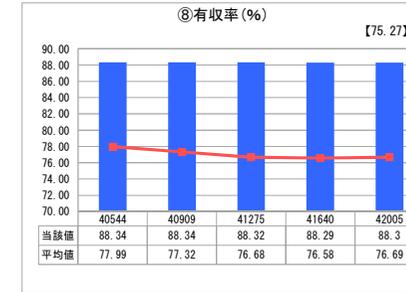
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

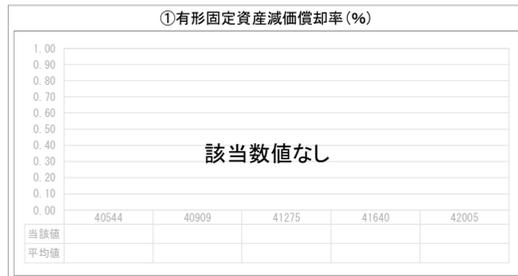


「施設の効率性」



「供給した配水量の効率性」

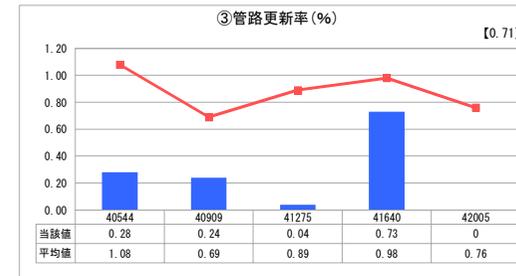
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

【現状】
 ・繰入金に依存した経営体質であるため、まずは料金収入を中心とした財源を安定的に確保することが課題。
 ・原課の徴収体制に問題があり、過年度については目標徴収率を達成しているものの、なかなか抜本的な未納額解消につながっていない。
 ・他団体と比較して料金回収率・有収率は上回っており、施設の稼働状況が収益に反映しているのが分かる。また、給水原価については、他団体を下回っているが、今後も維持管理費の削減に努めたい。料金回収率は、年々減少しているため、料金の確保が課題である。
 【取組内容】
 ・長期滞納者について、滞納の原因を調査・解消し少しでも徴収率を上げるため、庁内で料金滞納整理プロジェクトチームを立ち上げ、過年度分の滞納整理を中心に取り組んでいる。

2. 老朽化の状況について

【現状】
 ・老朽化した配水管及び貯水タンクについては、毎年度、布設替を実施している。
 ・取水・送水ポンプなど修繕が必要な部分を応急に対応しており、施設の更新は遅れている状況。
 【取組内容】
 施設の更新計画は明確には策定していないが、起債による財源確保の上で、今後も計画的な更新工事を検討する必要がある。

全体総括

町民に対して節水の呼びかけを行うことで、水道施設の電気料を削減することに注力している。一方で、節水機器の普及や節水に対する意識の向上は、料金収入が減少する要因にもなるため、さらなる経費削減対策を講じる必要があると考えている。また、人口減少に伴う料金収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新費用の増大など、公営企業を取り巻く環境が厳しさを増すことが確認されている中で、将来的には水道料金の改定についても検討する予定である。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の実績を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 将来の事業環境

2.1 給水人口の予測

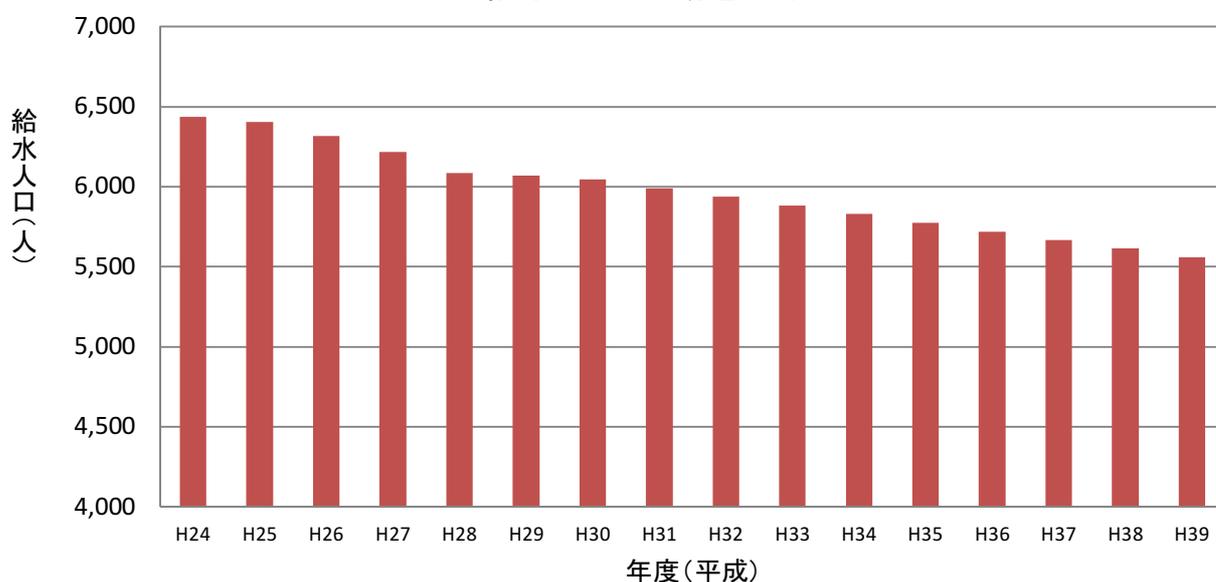
今後は、給水人口の減少が見込まれる。

《給水人口の予測表》

(単位：人)

年次	年度 (平成)	① 高森 地区 簡易水道	② 色見 地区 簡易水道	③ 赤羽根 地区 簡易水道	④ 高尾野 地区 簡易水道	⑤ 草部 地区 簡易水道	⑥ 野尻 地区 簡易水道	⑦ 河原 地区 簡易水道	⑧ 蔵地 地区 簡易水道	①～⑧ 計
(実績)	27	3,980	1,280	37	47	625	122	72	54	6,217 人
(実績)	28	3,900	1,265	35	41	613	118	66	48	6,086
(予測)	29	3,899	1,256	34	40	613	114	66	47	6,069
	1	3,898	1,248	32	38	607	110	66	45	6,044
	2	3,866	1,240	31	37	600	107	65	44	5,990
	3	3,833	1,233	30	36	593	103	65	43	5,936
	4	3,801	1,225	29	35	587	100	64	41	5,882
	5	3,769	1,217	28	34	580	96	63	40	5,827
	6	3,736	1,209	27	33	574	93	62	39	5,773
	7	3,704	1,201	25	32	567	90	62	38	5,719
	8	3,671	1,193	25	31	560	87	61	37	5,665
	9	3,639	1,186	24	30	554	84	60	35	5,612
	10	3,606	1,178	23	29	547	81	60	34	5,558
○ 直近の実績28年度人口と予測39年度人口を比較すると、										
増減人口		△ 294	△ 87	△ 12	△ 12	△ 66	△ 37	△ 6	△ 14	△ 528 人
増減率		△ 7.5	△ 6.9	△ 34.3	△ 29.3	△ 10.8	△ 31.4	△ 9.1	△ 29.2	△ 8.7 %
傾向		緩やか	緩やか	大きい	大きい	緩やか	大きい	緩やか	大きい	緩やか

給水人口の動態グラフ



2.2 水需要の予測

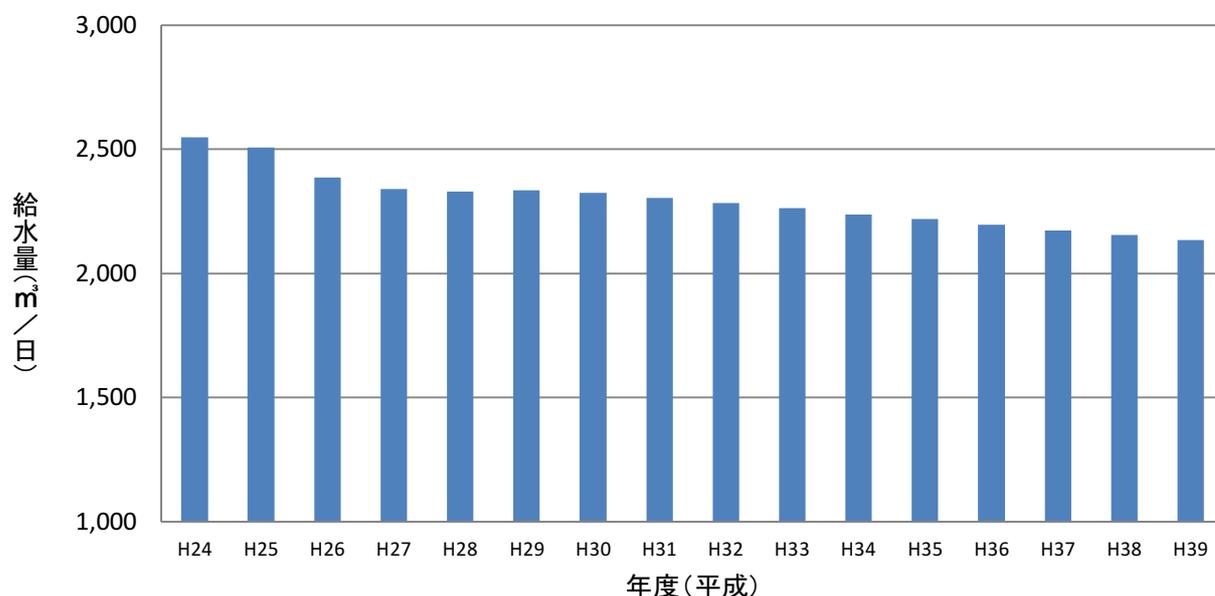
今後は、給水人口の減少から水需要や料金収入の減少が見込まれる。同時に、水需要の減少により、施設のスペックダウンや管路口径のサイズダウンも考慮した更新を計画的に行う必要がある。

《 1日平均給水量の予測表 》

(単位：m³/日)

年次	年度 (平成)	① 高森 地区 簡易水道	② 色見 地区 簡易水道	③ 赤羽根 地区 簡易水道	④ 高尾野 地区 簡易水道	⑤ 草部 地区 簡易水道	⑥ 野尻 地区 簡易水道	⑦ 河原 地区 簡易水道	⑧ 蔵地 地区 簡易水道	①～⑧ 計
(実績)	27	1,562	366	12	9	251	49	45	46	2,340 m ³
(実績)	28	1,564	362	13	9	249	53	36	44	2,330
(予測)	29	1,587	359	12	10	244	43	41	39	2,335
	1	1,587	357	11	9	242	41	41	38	2,326
	2	1,574	354	11	9	240	40	40	37	2,305
	3	1,561	352	11	9	237	39	40	36	2,285
	4	1,548	350	10	9	235	38	40	34	2,264
	5	1,534	347	10	7	231	36	39	34	2,238
	6	1,521	345	10	7	229	35	39	33	2,219
	7	1,508	343	8	7	227	34	39	32	2,198
	8	1,495	340	8	7	223	32	38	31	2,174
	9	1,481	339	8	7	221	31	38	30	2,155
	10	1,468	337	8	7	219	30	38	29	2,136
○ 直近の実績28年度と予測39年度の1日平均給水量を比較すると、										
増減水量		△ 96	△ 25	△ 5	△ 2	△ 30	△ 23	2	△ 15	△ 194 m ³
増減率		△ 6.1	△ 6.9	△ 38.5	△ 22.2	△ 12.0	△ 43.4	5.6	△ 34.1	△ 8.3 %
傾向		緩やか	緩やか	大きい	緩やか	緩やか	大きい	緩やか	大きい	緩やか

1日平均給水量の動態グラフ



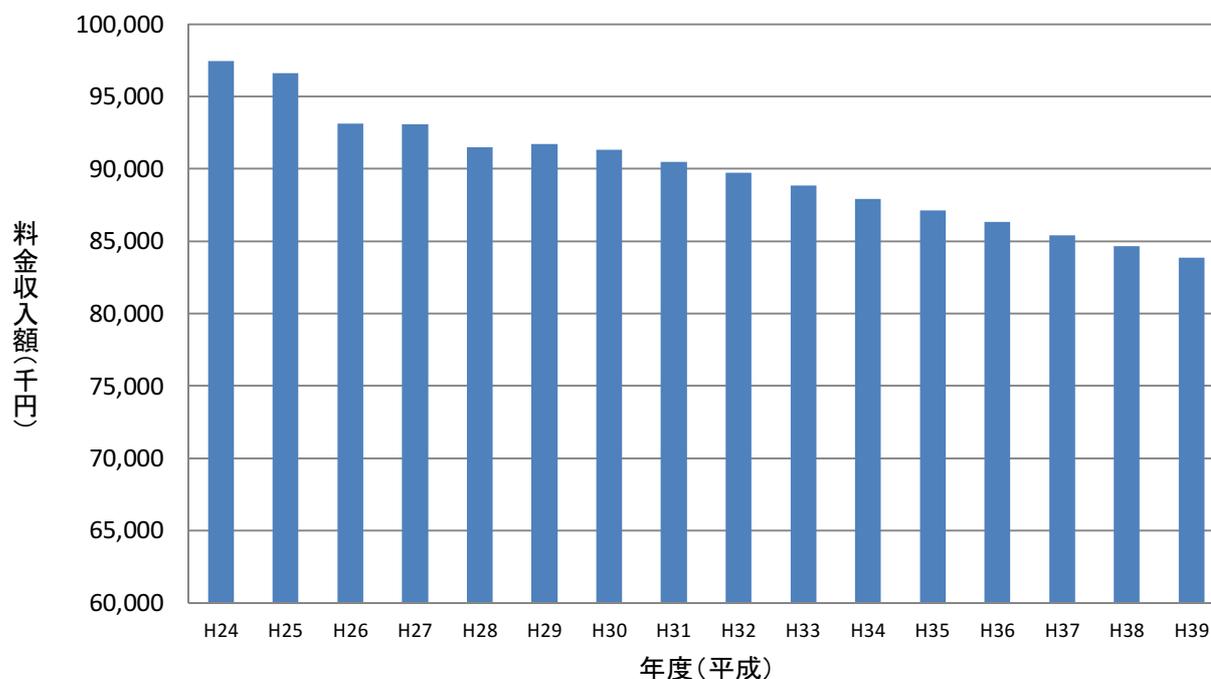
2.3 料金収入の見通し

近年では簡易水道施設整備にかかる費用も料金収入だけではまかなえず、企業債や一般会計からの繰入金で収支均衡を保持してきており、企業債の元利償還金の1/2相当額も一般会計からの繰入金で補っている状況にある。

さらに、次表でみるように直近5年での給水人口及び有収水量は、年々減少傾向にあるため、更なる料金改定の検討を要するが、当面は現状維持を基本に水道事業運営を進める必要がある。

年度 (平成)	給水人口が 1.20 % の減少			有収水量が 1.66 % の減少		
	給水人口	前年比増減		年間有収水量	前年比増減	
		人口	率		水量	率
	人	人/年	%/年	m ³ /年	m ³ /年	%/年
23	6,464			816,429		
24	6,437	△ 27	△ 0.42	821,131	4,702	0.58
25	6,402	△ 35	△ 0.54	808,067	△ 13,064	△ 1.59
26	6,314	△ 88	△ 1.37	769,515	△ 38,552	△ 4.77
27	6,217	△ 97	△ 1.54	753,682	△ 15,833	△ 2.06
28	6,086	△ 131	△ 2.11	750,311	△ 3,371	△ 0.45
年平均		△ 76 人	△ 1.20 %		△ 13,224 m ³	△ 1.66 %

料金収入額の動態グラフ



2.4 施設の見通し

全体的に施設設置後の年数が経過し、老朽化が進んでいる状況であることから、計画性を持った施設の更新を進めていく方針である。

一方、有収率は現在88%程度であるが、今後は管路の老朽化による漏水等が原因となり、有収率の低下が考えられるため、施設の長寿命化やダウンサイジングも考慮した計画的な施設更新を進める必要がある。

本町の水道普及率は、99.9%とほとんどの町民に給水しているが、一部の未普及地域への給水に対しては、現時点での計画はない。

2.5 組織の見通し

現状の職員数は水道係として2人であり、これ以上の減員は維持管理する上で困難と考えられることから、現状の体制で運営する計画である。

3. 経営の基本方針

本町では厚生労働省新水道ビジョンの「強靱」「安全」「持続」の3つの視点を柱とし、『未来へつながる安全で信頼される水道』を基本理念とする。

今後、50年後、100年後の理想像を具体的に示し、これらに基づく施策をすすめて将来にわたって安心・安全な水を供給していくことを経営の基本方針とする。

《基本理念》 未来へつながる 安全で 信頼される 水道	強靱	災害に強い水道 いつでも使える水道
	安全	安心しておいしく飲める水道 信頼される水道
	持続	経営が持続する水道 広域連携をめざす水道

4. 投資・財政計画（収支計画）

4.1 投資・財政計画（収支計画）

次頁に「投資・財政計画表」を添付する。

投資・財政計画 (1/2)

(単位:千円、%)

区 分		年 度	前々年度 27 〔 決算 〕	前年度 28 〔 決算 〕	本年度 29	平成 30 年度	31	32	33	34	35	36	37	38	39
収益的 収入	1 総収益 (A)		111,352	110,989	109,987	108,702	107,480	106,247	104,902	103,571	102,350	101,173	99,914	98,859	97,766
	(1) 営業収益 (B)		96,153	95,998	96,718	95,950	95,104	94,347	93,457	92,567	91,766	90,964	90,030	89,273	88,472
	ア 料金収入		95,501	94,059	95,210	94,738	93,892	93,135	92,245	91,355	90,554	89,752	88,818	88,061	87,260
	イ 受託工事収益 (C)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ その他		652	1,939	1,508	1,212	1,212	1,212	1,212	1,212	1,212	1,212	1,212	1,212	1,212
	(2) 営業外収益		15,199	14,991	13,269	12,752	12,376	11,900	11,445	11,004	10,584	10,209	9,884	9,586	9,294
	ア 他会計繰入		6,901	6,397	5,844	5,327	4,951	4,475	4,020	3,579	3,159	2,784	2,459	2,161	1,869
	イ その他		8,298	8,594	7,425	7,425	7,425	7,425	7,425	7,425	7,425	7,425	7,425	7,425	7,425
	2 総費用 (D)		78,164	75,259	81,382	78,375	77,641	76,708	75,817	74,955	74,133	73,403	72,771	72,195	71,629
	(1) 営業費用		64,361	62,499	69,693	67,720	67,739	67,758	67,777	67,796	67,815	67,834	67,853	67,872	67,891
	ア 職員給与費		5,769	5,849	5,969	5,978	5,987	5,996	6,005	6,014	6,023	6,032	6,041	6,050	6,059
	うち 退職手当														
	イ その他		58,592	56,650	63,724	61,742	61,752	61,762	61,772	61,782	61,792	61,802	61,812	61,822	61,832
	(2) 営業外費用		13,803	12,760	11,689	10,655	9,902	8,950	8,040	7,159	6,318	5,569	4,918	4,323	3,738
ア 支払利息		13,803	12,760	11,689	10,655	9,902	8,950	8,040	7,159	6,318	5,569	4,918	4,323	3,738	
うち 一時借入金利息															
イ その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収支差引 (A)-(D) (E)		33,188	35,730	28,605	30,327	29,839	29,539	29,085	28,616	28,217	27,770	27,143	26,664	26,137	
資本的 収入	1 資本的収入 (F)		54,452	34,006	44,063	94,164	30,718	29,119	28,004	27,858	27,034	31,639	30,983	30,877	29,516
	(1) 地方債		23,400	6,500	13,200	68,800	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	10,300	10,300	10,300	10,300
	うち 資本費平準化債														
	(2) 他会計補助金		27,167	27,506	30,863	25,364	25,618	24,019	22,904	22,758	21,934	21,339	20,683	20,577	19,216
	(3) 他会計借入金														
	(4) 固定資産売却代金														
	(5) 国(都道府県)補助金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(6) 工事負担金														
	(7) その他		3,885	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資本的支出 (G)		86,000	72,571	81,688	125,407	61,666	58,467	56,237	55,946	54,297	58,858	57,545	57,333	54,612
	(1) 建設改良費		29,292	12,915	19,833	70,000	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	11,500	11,500	11,500	11,500
	うち 職員給与費														
	(2) 地方債償還金 (H)		54,335	54,905	56,676	50,728	51,237	48,038	45,808	45,517	43,868	42,679	41,366	41,154	38,433
	(3) 他会計長期借入金返還金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 他会計への繰出金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) その他		2,373	4,751	5,179	4,679	4,679	4,679	4,679	4,679	4,679	4,679	4,679	4,679	4,679	
3 収支差引 (F)-(G) (I)		△ 31,548	△ 38,565	△ 37,625	△ 31,243	△ 30,948	△ 29,348	△ 28,233	△ 28,088	△ 27,263	△ 27,219	△ 26,562	△ 26,456	△ 25,096	

投資・財政計画 (2/2)

(単位:千円、%)

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	平成	31	32	33	34	35	36	37	38	39
		27 〔決算〕	28 〔決算〕	29	30 年度									
収支再差引	(E)+(I) (J)	1,640	△ 2,835	△ 9,020	△ 916	△ 1,109	191	852	528	954	551	581	208	1,041
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	25,734	27,374	24,539	15,519	14,603	13,494	13,685	14,537	15,065	16,019	16,570	17,151	17,359
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	27,374	24,539	15,519	14,603	13,494	13,685	14,537	15,065	16,019	16,570	17,151	17,359	18,400
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	黒字 (P)	27,374	24,539	15,519	14,603	13,494	13,685	14,537	15,065	16,019	16,570	17,151	17,359	18,400
	赤字 (Q)													
赤字比率	$(\frac{Q}{B-C} \times 100)$													
収益的収支比率	$(\frac{A}{D+H} \times 100)$	84.0	85.3	79.7	84.2	83.4	85.2	86.3	86.0	86.7	87.2	87.5	87.2	88.8
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)													
営業収益 - 受託工事収益	(S)	96,153	95,998	96,718	95,950	95,104	94,347	93,457	92,567	91,766	90,964	90,030	89,273	88,472
地方財政法による資金不足の 比率	$(\frac{R}{S} \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$(\frac{T}{V} \times 100)$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債償還残高	(X)	676,252	621,347	577,871	595,943	549,806	506,868	466,159	425,742	386,975	354,596	323,530	292,675	264,542

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	平成	31	32	33	34	35	36	37	38	39
		(決算)	〔決算〕		30 年度									
収益的収支分		6,901	6,397	5,844	5,327	4,951	4,475	4,020	3,579	3,159	2,784	2,459	2,161	1,869
	うち 基準内繰入金	6,901	6,397	5,844	5,327	4,951	4,475	4,020	3,579	3,159	2,784	2,459	2,161	1,869
	うち 基準外繰入金													
資本的収支分		27,167	27,506	30,863	25,364	25,618	24,019	22,904	22,758	21,934	21,339	20,683	20,577	19,216
	うち 基準内繰入金	27,167	27,506	30,863	25,364	25,618	24,019	22,904	22,758	21,934	21,339	20,683	20,577	19,216
	うち 基準外繰入金													
合 計		34,068	33,903	36,707	30,691	30,569	28,494	26,924	26,337	25,093	24,123	23,142	22,738	21,085

4.2 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

4.2.1 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>既存施設の更新にあたり、アセットマネジメントに基づく投資額の算定及び投資計画とリンクした適切な維持管理による長寿命化を図ることで、投資額の縮減及び平準化を図る。また、水需要の予測に基づき、将来の施設規模の検討を行い、スペックダウンによる投資額の縮減に努める。</p> <p>水道事業の経営基盤強化及び災害時等に対しては、簡易水道の統合に併せて各簡易水道間の連絡管を整備し、相互融通を図る。</p>
-----	---

- 施設の統廃合により業務の効率化や適正な維持管理を図るため、広域化などの手法を検討する。また今後、現有施設を適正に更新するための投資を計画的に進められるよう『アセットマネジメント手法』を用いて施設・設備の更新計画を策定する。

4.2.2 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>水需要の減少により、料金収入の減収が見込まれるので、適正に経営し収支の均衡を図る。</p>
-----	--

- 水道料金収入の減収を踏まえ、料金改定を検討する。また、財源には簡易水道施設の投資に係る起債の元利償還金に対する1/2相当額を一般会計からの繰入金として見込んでいる。

4.2.3 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 地理的条件により施設の統合が困難な地域が多い形態であり、一元化や合理化は余り期待できない状況であるが、個々の施設について施設台帳を整理し現状把握を進めることで、予防安全による計画的な更新および経費の削減に努める。
- 委託料に関しては、施設維持管理業務、検針業務、水質検査業務等を民間へ委託し人件費等での削減を図っている。現状は、本町の事業規模が小さいため、包括的民間委託、指定管理者制度等を導入しても効果が期待できない。
- 修繕費に関しては、施設の老朽化に伴い年々費用が増加しているため、予防安全の観点から施設の長寿命化を図るための更新計画を策定し、修繕費の削減を図る。
- 動力費に関しては、需要水量に併せた現有施設の適正な運用に努める。また、更新時にはポンプの省電力化を検討する。
- 有収率に関しては、送水管や配水管の十分な漏水調査により漏水防止を行い、有収率の向上に努める。

4.3 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

4.3.1 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	経営規模が小さいため、現時点での導入については未検討であるが、今後広域化が実現すると経営規模が大きくなることから、民間の資金・ノウハウ等の活用が期待できる。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	簡易水道事業の統合一元化を行い、水需要に併せて更新時に水道施設のダウンサイジングを検討する。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	今後の更新時期に併せてスペックダウンを検討する。
施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	公営企業会計移行後、固定資産調査等の結果からアセットマネジメント手法を用いて、長寿命化や投資の平準化の検討を進める。
広域化	各事業体によって、メリット・デメリットがあるため十分な議論が必要である。
その他の取組	公営企業会計移行後は経営状況等が他の同規模事業体と比較できる形で公表されるため、その経営努力が見える化し、事業体と情報共有を図るとともに、これらの情報を公開することで利用者の理解を求める。

4.3.2 財源について検討状況等

料 金	今後、人口減少による水使用量の減少に対して基本料金や超過料金の見直し等、持続的な経営を行うために適正な料金水準及び料金体系の検討は必要である。また、収益を向上させるため、未収金の回収にも努める。
企 業 債	老朽化対策や地震対策等の建設投資に対して、企業債の活用を検討する。
繰 入 金	一般会計からの繰入金について、町財政と十分な協議を重ねていく。
資産の有効活用等による収入増加の取組	使用していない遊休資産は速やかに売却を検討し、収益の増加、維持管理費の削減に努める。
その他の取組	老朽管更新や耐震化等の投資には、補助事業の活用や交付金措置の有利な起債の借入など、適切な財源確保について検討する。

4.3.3 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	水道施設の点検保守管理及び検針業務等を委託して、事務の軽減及び経費の削減を図ってきた。今後、水道施設の維持管理や料金徴収等、民間委託についての検討の可能性はある。
修 繕 費	地形的要因により経営規模に対して膨大な資産があることから、これら資産の長寿命化ができるよう、漏水調査や施設台帳による設備管理等の予防保全に努め、計画的に更新できるよう検討する。
動 力 費	水道施設の適切な維持管理に努め、電力会社の自由化によるコストカットなどを検討し、費用の抑制を図る。
職 員 給 与 費	本町の給与条例による。
そ の 他 の 取 組	水道普及率の向上、収納率向上など、財源確保につながる経費について、費用対効果を検証しながら取り組む。 広報誌やホームページにより水道事業の財政状況を公表し、水道利用者等との相互理解を深める。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年度進捗管理（モニタリング）を行い、5年ごとに見直し（ローリング）を行うこととする。

また、PDCAサイクルにより経営戦略の事後検証を行い、計画と現状の乖離についてはその都度見直すこととする。

